

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）の概要

1 計画の基本的な考え方

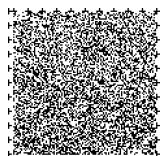
本市の中長期的な市政運営の基本方針である千葉市新基本計画（平成24～33年度）では、「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」がまちづくりの方向性の一つとして示されるとともに、その施策の柱の一つに「ともに支えあう地域福祉社会を創る」が掲げられています。

また、第2次実施計画（平成27～29年度）においては、新基本計画に示す方向性に沿った優先的に取り組む具体的な施策が総合的に示されています。

このことを踏まえ、「支え合いのまち千葉 推進計画」においては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画の理念や方向性の実現、第2次実施計画との整合を念頭に置きながら、市民と行政が連携・協働して支え合いの仕組みづくりを進めていき、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

2 計画の特徴

- (1) 市民に「支え合い」「助け合い」「市民主体のまちづくり」などのイメージが伝わり、広く親しみを持って関わってもらえる計画になるように、タイトルを「支え合いのまち千葉 推進計画」としました。
- (2) 第4章で市の取組み（公助の取組み）、第5章で地域の取組み（共助の取組み）を定め、地域住民等と市がそれぞれの特性を生かした役割分担を果たしながら、連携・協力して計画を推進することとしました。
- (3) 共助に関する取組みを9つのテーマに分類し、第6章において、それぞれのテーマごとに地域（共助）、市（公助）、千葉市社会福祉協議会の3者の取組みを関連付けて整理しました。
- (4) 区計画の重点取組項目を社協地区部会のエリア単位で設定し、その地域の生活課題の解決に向けた活動について、地域で考え地域で取組む仕組みにしました。



3 施策の体系

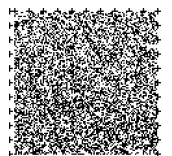
本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を2つに区分しています。

地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み（公助の取組み）」と、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み（共助の取組み）」に区分されます。

市の取組みは、社会福祉法第107条の規定により市町村地域福祉計画に定めるべきとされている事項を、7つの施策の方向性に分けて整理しています。

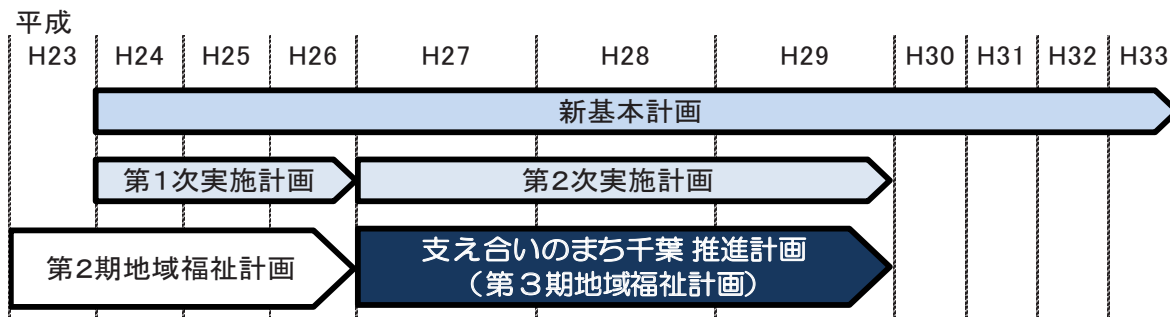
また、地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画（区計画）」として位置付けられます。

基本目標	区分	施策の方向性	取組項目
ともに支えあう地域福祉社会を創る	市の取組み（公助の取組み）	1 利用しやすいサービスの実現	(1) 情報提供の充実
			(2) 相談や苦情の受付体制の充実
			(3) サービスの質向上と提供体制の充実
		2 暮らしを守る取組み	(4) 人権を尊重する取組み
			(5) 要支援者への支援
			(6) 生活困窮者への支援
		3 民間との連携協働と活動支援	(7) 民間との連携とコミュニティビジネスの促進
			(8) 千葉市社会福祉協議会の活動支援
		4 交流の機会創出と社会参加の促進	共助に関する取組み【取組みテーマ】 [1] (9) 交流の機会創出と社会参加の促進
			[2] (10) 健康づくり
		5 支え合いの仕組みづくり	[3] (11) 相談体制と情報提供の充実
			[4] (12) 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化
			[5] (13) 見守り体制の構築
			[6] (14) 防犯に対する取組み
			[7] (15) 防災に対する取組み
			[8] (16) 福祉教育・啓発
			[9] (17) 人材確保とボランティア活動の促進
		6 福祉教育と人材育成	
		7 暮らしやすい環境づくり	(18) まちの基盤整備
	（共助の地域の取組み）	1 中央区の取組み（中央区支え合いのまち推進計画）	
		2 花見川区の取組み（花見川区支え合いのまち推進計画）	
		3 稲毛区の取組み（稲毛区支え合いのまち推進計画）	
		4 若葉区の取組み（若葉区支え合いのまち推進計画）	
		5 緑区の取組み（緑区支え合いのまち推進計画）	
		6 美浜区の取組み（美浜区支え合いのまち推進計画）	



4 計画期間

上位計画である第2次実施計画との整合を図り、計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。



5 計画策定の経緯

社会福祉法では、市町村地域福祉計画の策定・実行にあたって、地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めており、住民参加の考え方に基づくところに計画の大きな特徴があります。

本計画の策定にあたっては、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で全体の審議を行うとともに、各区の地域福祉計画推進協議会において区計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、市民説明会やパブリックコメントなどによる意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

年月	実施内容
平成26年2月	平成25年度第1回地域福祉専門分科会（2/13） ・第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）・骨子（案）について
3月	平成25年度第2回地域福祉専門分科会（3/27） ・第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）・骨子（案）について
6月	平成26年度第1回地域福祉専門分科会（6/27） ・第3期千葉市地域福祉計画の素案について 各区地域福祉計画推進協議会（区計画の策定作業開始）
8月	インターネットモニターアンケート調査（8/1～7）
10月	各区地域福祉計画推進協議会（区計画案の決定）
11月	市民説明会開催（各区1回開催）
12月	平成26年度第2回地域福祉専門分科会（12/19） ・第3期千葉市地域福祉計画の原案について
平成27年2月	パブリックコメント手続きによる市民意見の聴取
3月	平成26年度第3回地域福祉専門分科会（3/13） ・第3期千葉市地域福祉計画の最終案について 第3期千葉市地域福祉計画の決定

